

## 第783回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和4年2月10日(木) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和4年2月10日(木) 午後2時30分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

### 4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名

2	立崎 京子	4	川嶋 敏明	5	一戸 実
6	門上 牧夫	7	新堂 政登	8	千葉 準一
9	中村 均	10	北澤 邦彦	11	浦田 秀人
12	種市 廣	13	宮古 久光	14	古田 武信
15	赤沼 成人	16	沼山 英明	17	葛巻 広行
18	田面木 優	19	月館 操	20	駒澤 慎

### 5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

1 佐々木 和枝      3 月館 啓三

### 6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

○ 参 与・・・局 長 小島 一人  
次 長 山本 誠  
係 長 小比類巻 浩

○ 会議書記・・・主 事 熊野 健太

### 7. 議 案

- 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
- 【議案第2号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
- 【議案第3号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
- 【議案第4号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 【議案第5号】農地転用許可申請に係る意見について
- 【議案第6号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
- 【議案第7号】特定農地貸付けの承認について
- 【議案第8号】令和4年度における下限面積の修正について
- 【議案第9号】令和4年度農作業労働賃金標準額の設定について
- 【議案第10号】三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議について

## 議事の概要

事務局

ただ今より、令和4年2月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第783回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は12名となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定する定員数には達しているため、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、1番 佐々木委員、3番 月館委員 でございます。また、推進委員につきましては、全6名の出席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんには、御多忙のところ、第783回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

この冬は昨年12月から本当に雪が多く、まだまだこれから続くと思われそうですが、農業分野の関係でもハウス等の崩壊被害が聞こえてきており、皆様におかれましても十分に注意しながら活動されるようお願いいたします。

さて、国の「水田活用の直接支払交付金」の要件等については非常に気になるところですが、別には「2022年度より新規就農支援を刷新する。」との発表があったところです。内容は機械や施設の導入費の補助が創設されるなどとなっておりますが、機会を見つけて内容等を確認いただき、相談等があった場合は農業者の先輩として適切な助言やアドバイスをいただければと思います。

また、まだまだ世の中が落ち着かない状況ですが、年度末を控え、さらにあわただしくなってくるものと考えられます。そのような中、どうか皆さんには、営農及び委員会活動については、これまで同様のご協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会

長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長にお願いいたします。

会 長            それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長            議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議      な      し

議 長            ご異議なしと認め、6番 門上 牧夫 君 ・ 16番 古田 武信 君 を指名いたします。  
    参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。  
    次に会期の決定を行います。  
お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、ご異議  
    ございませんか。

異 議      な      し

議 長            ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。  
議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告  
    願います。

局 長            それでは2ページをお開き願います。  
報告第1号のうち、初めに1月12日から2月10日までに行いました  
    主な業務についてご報告いたします。  
    1月14日に、農業の第三者継承推進フォーラムが青森市で開催され  
    事務局より出席しております。  
    2月7日に、第783回総会の議案検討会を開催しております。  
    2月8日の県下農業委員会・事務局長会議は書面決議でありました。  
本日、第783回総会を開催しております。  
次に、1月の事務処理状況についてご報告いたします。  
3条の3第1項、相続の届出は9件で、12万9,491平米でした。  
転用につきましては、4条の案件が1件の685平米、5条の案件が  
    1件の220平米でした。  
貸借の解約は1件で、2,494平米でした。  
内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。  
特定農地貸付は1件で、3,976平米でした。

ここまでの合計は13件で、13万6,866平米となっております。次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が4件で、田、3万389平米、所有権移転が3件で、田2万7,033平米、畑1,442平米でした。

農地中間管理事業につきましては、10年設定が17件で、田が15万4,564平米、畑が1万4,141平米でした。

現地調査につきましては1件で、内容につきましては報告第3号で説明させていただきます。

続きまして、2月11日から3月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

2月25日に、三沢市農政審議会と三沢市農業再生協議会総会が市役所で予定され会長と私が出席予定です。

2月28日に、県の第71回常設審議委員会が青森市で予定され、事務局より出席予定です。

3月7日に、第784回総会の議案検討会を予定しております。

3月10日に、第784回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号、農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。番号1、字淋代平の田1筆、2,494平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

次に4ページをお開き願います。

報告第3号農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会がありました1件について、現況調査を行っております。

番号1、春日台三丁目の畑1筆、331平米、場所は三沢商業高校から西へ約400メートルのところになります。

2月3日に中村委員、一戸委員、葛巻推進委員が調査を行った結果、当該地は昭和53年に5条許可を受け現在、宅地介在雑種地となっていることから非農地である旨回答しております。

私からの報告は以上でございます。

議 長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

それでは議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転

の要請を議題とします。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは5ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、売買の案件に関してご説明します。

利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は2件です。

番号1字淋代平の田4筆、合計11,598㎡を基盤法の売買による所有権移転です。

価格は10aあたり30万円、総額347万9,400円になります。

場所は住友化学から北東、約200mにあります。

番号2字庭構の畑1筆、16,872㎡を基盤法の売買による所有権移転です。

価格は10aあたり35万円、総額590万円になります。

場所は朝日集落から東、200mに位置しています。

現地確認につきましては一戸委員、中村委員、葛巻推進委員同行のもと、完了しています。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案第2号、農用地利用集積計画の作成に係る利用権賃借の要請について議題とします。番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、6番 門上 牧夫 君 が該当しますので、審議が終了するまで 一時退席願います。

《門上委員退席》

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは6ページをお開き願います。

議案第2号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、貸借の案件に関してご説明します。

利用権設定の種類等は表のとおりです。

番号1、三川目4丁目の畑1筆、9,041㎡を1年間の賃貸借権設定です。場所は三川目集落内です。

以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員 借受期間が1年のものはどういうものか？

事務局 借り人は法人であるが、契約は一年ごととすることを会社の方針にしているようです。耕作は今までも行っていて、これからも続けると聞いています。

議 長 他にありますか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号1は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

審議が終了しましたので、6番 門上 牧夫 君 の出席を認めます。

《門上委員復帰》

議 長 続いて、番号2から50の審議に入ります。  
事務局より説明願います。

事務局 番号2から50以降の案件については、件数が49件と多いために、今回は詳細な説明は省略させていただきます。

字庭構から字前平までの田と畑109筆、合計270,074㎡を

賃貸借権及び使用貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。今回は庭構地区から字前平までの地域が対象となります。

現地確認につきましては一戸委員、中村委員、葛巻推進委員同行のもと、完了しています。

以上です。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

### 質 疑 な し

議 長                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号、番号2から50は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長                   次に、議案3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について議題とします。  
事務局より説明願います。

事務局                 それでは26ページをお開き願います。  
議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。  
番号1、字淋代平の田1筆、2,494㎡を7年間の賃貸借権設定です。場所は淋代集落から西400mに位置しています。現地確認について一戸委員、中村委員、葛巻推進委員同行のもと、確認済みです。  
番号2、字淋代平の田1筆、2,922㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は住友化学から北東約900mに位置しています。  
番号3、字淋代平の田2筆、5,852㎡を7年間の賃貸借権設定です。場所は住友化学から北東約1.3kmに位置しています。  
番号4、字淋代平の田25筆、合計65,237㎡を10年間の使用貸借権設定です。場所は淋代平地区にあります。  
以上です。

議 長                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第4号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは30ページをお開き願います。  
議案第4号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。資料と併せてごらんください。  
番号1、流平の畑1筆、1,557㎡を知人間の売買による所有権移転の申請です。  
譲受人を審査した結果、耕作面積51,845㎡は全て耕作されており、労働力は申請者を含めて2名です。  
場所は、株式会社ベジポストから北東に約50mです。  
周辺農地への影響はないものと考えられます。  
現地確認については、一戸委員、中村委員、葛巻推進員 同行のもと終了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は原案の通り許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号農地転用許可申請に係る意見について議題とします。



議 長

事務局より説明願います。

事務局

それでは31ページをお開きください。

議案第5号、農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。

最初に4条申請の番号1について、議案第5号資料①と合わせてご覧ください。

申請人は、深谷3丁目の農家の方です。

対象となる土地は、字園沢の畑、1筆の3,091㎡です。転用目的はアパート及び農業用の資材・機材置場としての転用です。

整備内容は、アパート5棟の建設で建築面積合計は910.12㎡です。

その他駐車場46台、駐輪場3棟、物置、ゴミステーションなどが整備され、アパート部分の整備で2,982㎡、残り109㎡は、農業用資材置場で使用します。

場所は、三沢アイスアリーナ及び三沢市国際交流教育センターから南へ200mに位置し、周辺は、公共施設及び住宅、農地が混在する地域です。

農地区分は、第1種農地ではありますが、既存集落に接した場所であることや代替地の検討もされており、不許可の例外で認められます。

事業費は、総額3億4千万円で、全額銀行からの融資となります。

周辺農地への対策については、申請地外周の南東側には土留めを設置するため、土砂の流出はありません。又、生活雑排水については下水道に接続し、雨水は、敷地内に浸透枳を整備し浸透処理するため、周辺農地への影響はないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、中村委員・一戸委員・葛巻推進委員により、完了しております。

続いて32ページをお開き願います。

5条転用申請の番号1について、議案第5号資料②と合わせてご覧ください。

対象となる土地は、松原2丁目の田、1筆の2, 995㎡です。

場所は、三沢市役所から南へ2km、三沢高校野球部グラウンドの南側に位置し、周辺は、住宅、農地が混在する地域です。

譲受人は、十和田市の不動産会社です。

譲渡人は、持分で所有している青森市とおいらせ町の農家の方です。

権利区分については、売買による所有権の移転です。

転用目的は、建売分譲で、12区画の分譲となります。

1区画は185㎡～198㎡で、坪で56～60坪の区画です。建売1棟の建築面積は60㎡で、12棟合計で720㎡となります。

農地区分は、第2種農地ではありますが、代替地の検討もされており、やむを得ないものと認められます。

事業費は、総額1億1000万円で、自己資金と銀行からの融資での対応となります。

周辺農地への対策として、生活雑排水については、下水道に接続し処理し、雨水については、敷地内に浸透枳を整備し処理するため、周辺農地への影響はないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

続きまして5条転用申請の番号2について、議案第5号資料③と合わせてご覧ください。

対象となる土地は、字流平の畑、1筆の500㎡です。

譲受人は、南山4丁目の運送業兼農業の方です。

譲渡人は、美野原1丁目の無職の方です。

権利区分については、売買による所有権の移転です。

転用目的は、自己用住宅で、木造二階建ての建築面積106.82㎡です。

敷地面積500㎡については、運送業で使用する大型トラック等を駐車するために必要であることから計画は妥当であると考えます。

場所は、三沢市立病院から東へ2.5kmに位置し、周辺は、三川目集落内のあり、住宅、農地が混在する地域です。

農地区分は、第1種農地ではありますが、既存集落に接した場

所であることや代替地の検討もされており、不許可の例外で認められます。

事業費は、総額3,600万円で、自己資金及び一部銀行からの融資での対応となります。

周辺農地への対策として、生活排水は合併浄化槽で処理し、外周には土留め擁壁を整備し、隣接農地への土砂流出はありません。雨水については、南側側溝に流れないように、整備するため特に問題はないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、中村委員・一戸委員・葛巻推進委員により、完了しております。

以上であります。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長

次に、議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について議題とします。番号1、2の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、9番 中村 均 君 が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

《中村委員一時退席》

議 長

事務局より説明願います。

事務局

それでは33ページをお開きください。

議案第6号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。

始めに、番号1と番号2であります但し場所は、字淋代平の細谷工業団地と細谷町内の間にある田です。

面積は、番号1が420㎡、番号2が775㎡です。

当該地は8月実施した農地パトロール3班の調査において、現況が雑木林となっており再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地及び採草放牧地に該当しない」にあたるため、非農地と判定するものであります。

以上となります。よろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号番号1、2は原案のとおり承認することに決定いたします。

審議が終了しましたので、9番 中村 均 君 の出席を認めます。

《中村委員復帰》

議 長

続いて、番号3から38の審議に入ります。  
事務局より説明願います。

事務局

それでは、番号3から38までご説明いたします。

番号3から38番の場所は、字淋代平の細谷工業団地と細谷町内の間にある田の35筆です。

面積及び所有者については、記載されているとおりです。

当該地は8月実施した農地パトロール3班の調査において、現況が雑木林及び山林となっており、今後再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地及び採草放牧地に該当しない」にあたるため、非農地と判定するものであります。

今月の非農地判定した筆数は38筆、面積合計54,612㎡であります。

以上となります。よろしく申し上げます。

議 長                    これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員                非農地とした場合、農地面積が減少するものか？

事務局                   はい、減少します。

議 長                    他にありますか。

#### 質 疑 な し

議 長                    質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号番号3から38は原案の通り承認することに決定いたします。

議 長                    次に、議案第7号、特定農地貸付けの承認について議題とします。

議 長                    事務局より説明願います。

事務局                    それでは37ページをお開き願います。

議案第7号、特定農地貸付けの承認申請についてです。  
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、農業委員会の承認を求めます。

簡潔にご説明いたしますと、特定農地貸付けとは、市民農園の開設を促進することを目的にしたものであり、地方公共団体や農業協同組合等又はこれら以外で市町村との間で貸付け協定を締結しているものが、営利を目的としない農作物の栽培のために、小面積を短期間で貸付ける場合には、農地法等の特例に該当し、農地法第3条第1項の許可が不要になるというものです。

以上を踏まえて、議案をご説明いたします。

番号1、市内のNPO法人と貸付け協定を締結した「三沢

市」が、三沢市の貸人2名から、堀口の田2筆 計5,692㎡ を使用貸借による権利を設定して借り受け、市民農園の実施主体であるNPO法人へ、使用貸借による権利を設定して貸付けするものであります。

貸借期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日迄です。

1区画当たりの面積は約16.5㎡、区画数は228区画です。

該当農地は市道に面した農用地区域内に位置し、同法律施行令で定められた、1区画の面積が1,000㎡未満、貸付期間5年以内という条件を満たしており、利用者の募集についても一般に広く募り、必要に応じて抽選をしております。

法律に定められた書類も事務局で確認しており、承認に必要な要件を全て満たしていると思われま

す。現地確認は中村委員・一戸委員・葛巻推進委員同行のもと完了しております。

以上でございます。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第8号、令和4年度における下限面積の修正について議題とします。

議 長

事務局より説明願います。

事務局

それでは38ページをお開き願います。

議案第8号、令和4年度における下限面積（別段の面積）の修正についてご説明いたします。

下限面積とは、農地法第3条による許可要件の1つとなり



した額である 830 円を基準として、水田での田植、除草、畑での一般作業をそれぞれ、6,640 円、いずれも実働 8 時間で、賄いなしということで設定しました。

以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第 9 号は原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第 10 号、三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議について議題とします。

議 長

事務局より説明願います。

事務局

それでは 40 ページをお開きください。

議案第 10 号、三沢市農業委員会事務局職員の定期人事異動に係る人事交流の協議についてご説明いたします。

事務局職員の定期人事異動につきましては、例年 3 月上旬頃に、三沢市長から人事交流についての協議の申し入れがありますが、その期日が不明であること及びその回答期限が極めて短いことなどの理由により、それに合わせて総会を招集するには時間的余裕がないことから、当該協議に対する委員会の意見としては、会長に一任するというものであります。

以上でございます。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し



議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第783回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 6番 門上 叔夫

議事録署名者 14番 石田 武信